

物 品 購 入 契 約 書 （案）

発注者 公立大学法人大分県立看護科学大学 理事長 麻原 きよみ(以下「甲」という。)と受注者
(以下「乙」という。)とは、物品の売買について、
次のとおり契約を締結する。

(契約の内容)

第1条 契約する物品、契約金額、規格品質、仕様、数量、納入期限、納入場所等は、別表のとおりとする。

(納入の通知)

第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知しなければならない。

(検査)

第3条 甲は、物品の納入を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行わなければならない。

2 甲は、検査の結果、契約内容の全部若しくは一部が契約に違反し、又は不当であることを発見したときは、乙に対して修繕又は他品との交換を求めることができる。この場合において、前項の時期は、甲が乙から修繕又は交換を終了した旨の通知を受けた日から起算して10日以内とする。

(契約金の支払い時期)

第4条 甲は、前条の検査を完了したのち、乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に契約金を支払わなければならない。

(納入遅延に対する遅延利息)

第5条 乙の責めに帰する理由により、納入期限までに物品を納入しない場合は、乙は、甲に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、納入期限の翌日から納入する日までの日数に応じ、契約金に対し年3.0パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(部分払い)

第6条 甲が必要と認める場合は、乙は、物品の完納前に物品の既納部分に相当する金額以内の金額の部分払いを甲に請求することができる。

(契約の解除)

第7条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

1 納入期限までに物品の納入を終わる見込みがないとき。

2 天災地変その他乙の責めに帰すべき理由によらないで納入期限までに物品の納入ができないと認めたとき。

3 乙に誠意がなく、完全に契約の履行を終わる見込みがないと認めたとき。

4 契約の履行に関し、不正の行為があると認めたとき。

5 乙が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

(違約金)

第8条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。

2 前項の違約金の額は、契約金額の100分の10に相当する金額とし、この違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

(補則)

第9条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、大分県立看護科学大学契約事務規程に定めるところによる。

(協議)

第10条 この契約書に約定していない事項について約定する必要が生じたとき、又はこの契約書に約定する事項について疑義のあるときは、その都度甲、乙協議して定める。

この契約が成立したことを証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

令和 年 月 日

甲 大分市大字廻栖野2944-9

公立大学法人大分県立看護科学大学 理事長 麻原きよみ

乙 住 所
商号又は名称
代表者氏名

別表

1 契約金額 ￥ ー
(うち消費税及び地方消費税の額 ￥ ー)

2 内 訳

物 品 名	規 格 等	数 量	単 価	金 額
計				
消費税				
合計				
納入期限	令和9年3月19日(金)			
納入場所	大分県立看護科学大学 実習・研究棟1階 基礎・成老年実習室室			

3 契約保証金 契約金額の100分の10以上